

栗山町議会

議会報告会

目次

① 議員定数と報酬	P1～P7
② 継立保育所民営化	P8
③ 図書館および勤労者福祉センターの指定管理	P9
④ 各常任委員会の活動	P10
⑤ 昨年度報告会の議会側への意見	P11
⑥ 意見書の提出	P12
⑦ 町税等の未収金	P13

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多数数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

議員定数、報酬「意見を」

増減、維持など 栗山町議会が公募

【栗山】町議会(議長 川和彦議長)は、2015年4月の次期改選期以降の議員定数(現行13)と報酬について、17日から21日まで町内12カ所で行う議会報告会で意見を求める。町民の意向を把握し審議の参考にするため、意見公募も21日まで受け付けている。

議員定数は、11年3月の議会報告会で町民から意見を寄せられたのを機に議論が始まった。昨年5月に定数問題等調査特別委員会を設置し、これまでに4回議論してきている。議員の意見は現在、定数、報酬とも「維持」と「削減」に分かれている。

報告会や意見公募は、同特別委で議論を進めるために実施。定数と報酬それぞれについて増減、維持など、思っていることを自由に述べてもらう。それらを踏まえて同特別委は3月をめぐり結論を出す予定。

報告会では議会活動を説明し、参加者と自由に意見交換する。意

見公募は町内在住者などが対象。問い合わせは同議会事務局 ☎0123・73・7517へ。

(伊藤圭三)

報告会の日程と会場は次の通り(時間はいずれも午後)。

▽17日 南茅田公民館(2時)ときわ会館(6時)まちなか駅・栗夢アザ(6時30分)▽18日 南角田公民館(3時)朝日町内会館(6時)阿野呂第2公民館(6時)▽20日 松栄団地集会所(2時)鳩山中央公民館(6時)南部公民館(6時30分)▽21日 日出生活館(4時)12区会館(6時)角田改善センター(6時30分)

議員定数の変遷

年	定数	備考
昭和 24	26	町政施行と同時に昭和 22 年選出の村議会議員が、そのまま、町議会議員に
昭和 34	30	法定どおりとすべく減数条例が廃止され 4 人増
昭和 38	26	再び 4 人を減員する条例を制定
昭和 46	22	人口 2 万人を割り現行条例が自然消滅し 4 人減
昭和 62	22	地方統一地方選挙の前後に町民から議員定数削減の声
昭和 63	22	議員定数調査特別委員会を設置、平成元年 9 月に現状維持の報告
平成 7	22	栗山町内連合会及び日出連合町内会から議員定数削減に関する陳情書が提出
平成 9	20	議員定数調査特別委員会を設置し、定数 2 人減
平成 14	18	行財政改革推進委員会から定数減の中間答申等があり、議員定数調査特別委員会を設置し定数 2 人減
平成 15	18	地方分権一括法により人口区分に応じた定数上限数が 22 人となる
平成 16	13	合併協議に伴い、小委員会を設置し協議。新市選挙区定数配分及び自立計画における定数として 5 人減

議員定数問題等調査特別委員会の審査経過

年月	備考
平成 23 年 4 月	5 月予定の町議会議員選挙の議員定数について議会報告会で説明 ▼町民からの意見 議員定数は何人位が適当か。削減した場合、町民に対する影響が考えられるので、十分な検証をして結論を出すべきである。 ▼議会の回答 平成19年から5人減らして13人体制となっており、二つの常任委員会も6人ずつで、適正と考える。今後は次期選挙に向けて検討する。
平成 23 年 8 月	地方自治法の改正により人口区分に応じた定数上限数（22 人）が撤廃。町の条例で独自に議員定数を定めることができるようになるため、町民へ議員定数に関する考え方を説明する必要がある。
平成 25 年 6 月	議員定数問題等調査特別委員会を設置
平成 25 年 8 月	今後の進め方について検討
平成 25 年 10 月	専門的知見の活用（北海道大学名誉教授 神原 勝氏） 適正な議員定数等の検討
平成 25 年 11 月	町内各団体と意見交換（一般会議） 議友会・栗山消費者協会・栗山町ボランティア連絡協議会・栗山商工会議所・栗山青年会議所・そらち南農業協同組合・同青年部・同女性部・農民協議会・各町内会長・自治会長
平成 26 年 2 月	町民意見の募集（2 月 3 日～21 日） 議会報告会（2 月 17 日～21 日） 参考人招致（21 日予定）

参考：栗山町議会基本条例

（議員定数）

第21条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

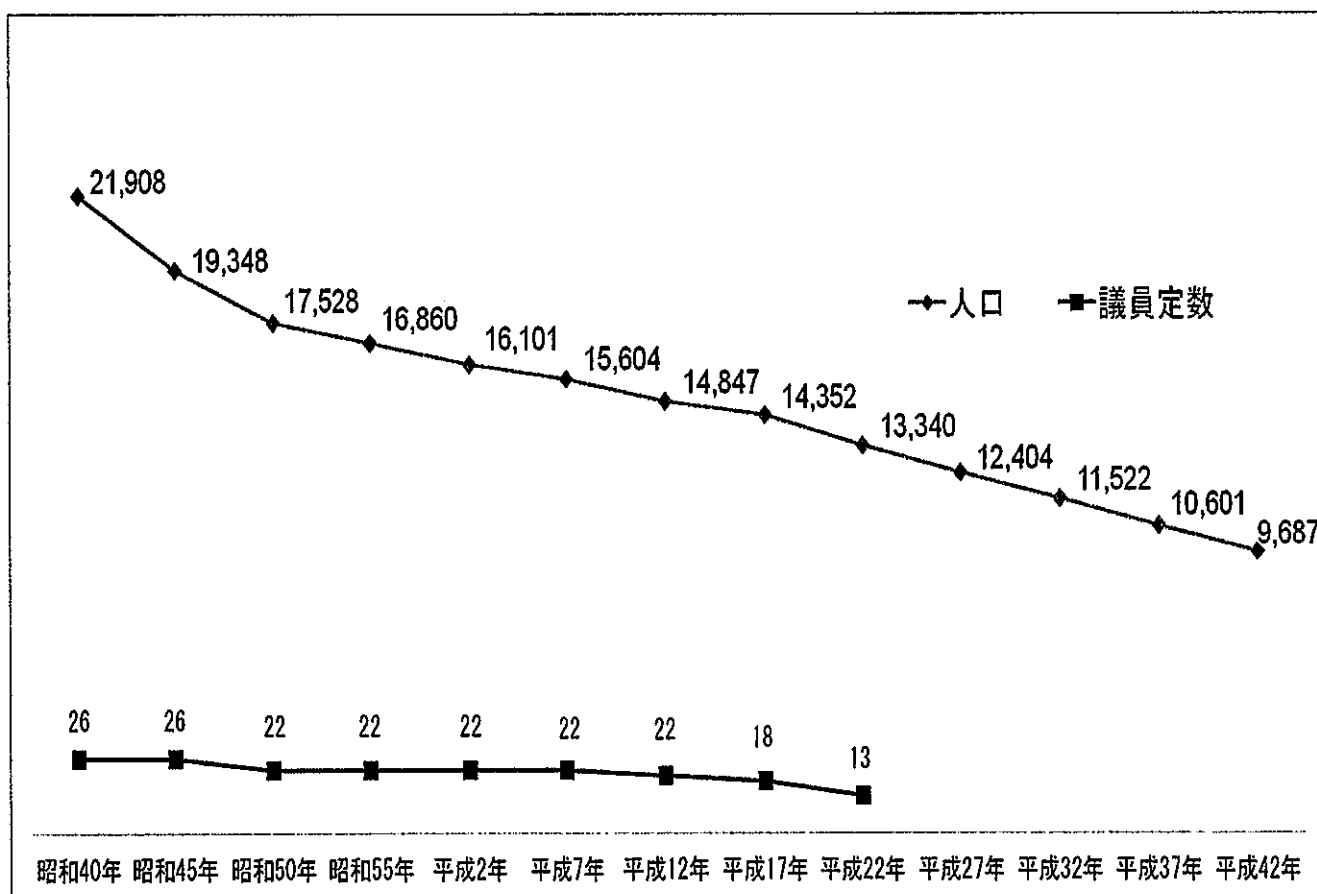
3 議員定数の条例改正案は、法律第 7 4 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

過去の町議会議員選挙の結果

	期日	有権者数	投票者数	投票率
町議会議員	平成 7 年 4 月 23 日	12526	無投票	-
	平成 11 年 4 月 25 日	12350	10311	83.5
	平成 14 年 4 月 7 日(補欠選挙)	12451	無投票	-
	平成 15 年 4 月 27 日	12086	9741	80.6
	平成 19 年 4 月 22 日	11740	9038	77.0
	平成 23 年 4 月 24 日	11202	8040	71.8
	平成 26 年 4 月 6 日(補欠選挙)	10986		

※平成 26 年 4 月 6 日の有権者数は平成 25 年 12 月 2 日現在

栗山町の人口推移と議員定数



※平成 26 年 1 月 1 日現在の人口は 12,926 人

※平成 27 年以降の人口は人口問題研究所による推計値

近隣市町、道内類似町の議員定数と報酬

平成25年7月1日現在

自治体名	人口	議員定数	月額報酬	期末手当	首長給与
栗山町	13026人	13人	196000円	月額報酬×3.90月分×1.15	706400円
近隣市町					
由仁町	5769人	10人	158000円	月額報酬×3.95月分	520000円
長沼町	11661人	14人	188835円	月額報酬×3.85月分×1.15	708743円
南幌町	8346人	11人	175500円	月額報酬×3.51月分×1.15	548000円
夕張市	9962人	9人	180000円	月額報酬×2.45月分	259000円
三笠市	9806人	10人	270000円	月額報酬×3.95月分	705500円
美唄市	24681人	14人	323000円	月額報酬×3.11月分	630000円
芦別市	16028人	12人	300000円	月額報酬×3.90月分	633000円
赤平市	11829人	10人	246000円	月額報酬×3.95月分	536000円
類似町					
日高町	13340人	15人	189000円	月額報酬×3.00月分	720000円
斜里町	12441人	14人	190000円	月額報酬×3.95月分	770000円
上富良野町	11555人	14人	170000円	月額報酬×3.50月分	720000円
美瑛町	10759人	14人	181000円	月額報酬×3.95月分×1.15	780000円
全道平均(町) (人口10,000人~14,999人)	11882人	14.6人	188000円	月額報酬×3.933月分×1.15	720731円

参考：日本で一番人口の少ない自治体、青ヶ島村（東京）では人口187人、議員定数6人、議員報酬100000円、村長報酬510000円

	本 会 議	常 任 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会	特 別 委 員 会	計	議会費予算 A	一般会計予算 B	割合 A/B (%)
栗山町	17	29	16	34	96	※9079万円	76億4100万円	1.2
由仁町	16	4	4	16	40	6109万円	51億4770万円	1.2
長沼町	13	8	8	34	63	9795万円	73億4800万円	1.3
南幌町	13	18	10	30	71	7285万円	49億7221万円	1.5
夕張市	19	12	11	1	43	5312万円	101億4530万円	0.5
三笠市	12	6	9	8	35	6573万円	85億9938万円	0.8
美唄市	21	17	26	13	77	1億284万円	165億3013万円	0.6
芦別市	20	23	13	9	65	8880万円	104億5200万円	0.8
赤平市	14	16	16	18	64	5481万円	83億6338万円	0.7
全道平均 (町)	14.0	22.8	15.8	19.2	81.2	9199万円	78億1663万円	1.2

(人口10,000人~14,999人)

町は平成24年7月~6月、市は平成23年4月~3月 (ただし、一般会議、議会報告会、全員協議会は含まない)

※ 栗山町議会費に対する地方交付税措置：3200万円程度

議員の出席日数

(平成 25 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

	本会議		委員会							出欠状況		
	定例会	臨時会	総務教育	産業福祉	広報広聴	広報小	議会運営	各特別	その他	出席	欠席	出席率 (%)
八木橋義則	13	3	－	21	5	－	－	22	34	98	3	97.0
友成 克司	13	3	10	－	4	－	12	23	34	99	3	97.1
大井 賢治	10	3	－	21	4	11	－	23	30	102	11	90.3
三田 源幸	13	3	－	21	4	11	12	24	35	123	2	98.4
小寺 進	13	3	9	－	5	－	－	20	34	84	3	96.6
大西 勝博	13	3	－	21	5	12	12	23	35	124	1	99.2
大平 逸男	13	3	8	8	5	12	－	24	34	107	1	99.1
藤本 光行	13	3	10	－	5	12	7	24	35	109	0	100
植崎 忠彦	13	3	10	－	5	－	－	24	34	89	1	98.9
置田 武司	13	3	2	13	5	－	12	24	34	106	1	99.1
重山 雅世	13	3	－	21	5	12	5	24	35	118	0	100
鵜川 和彦	13	3	－	－	－	－	－	－	35	51	0	100

※注 1 鵜川議長、八木橋副議長は、議会運営委員会には委員ではなく、オブザーバーとして出席

※注 2 小寺議員は、決算委員会には監査委員として出席

※注 3 置田議員は 25 年 5 月より総務教育常任委員から産業福祉常任委員へ

※注 4 大平議員は 25 年 5 月より産業福祉常任委員から総務教育常任委員へ

※注 5 議会運営委員のうち重山議員は 25 年 5 月まで、藤本議員は 25 年 5 月からの任期

※注 6 「各特別」は予算、決算、自治基本条例等審査、学校統合調査、議員定数問題等調査、中長期財政問題等調査

※注 7 「その他」は一般会議、議会報告会、モニター会議、全員協議会

9月定例会 議案審議

継立保育所民営化案 賛成9 反対2で可決

反対討論

重山 保護者の理解が得られていない。保育所職員が辞めない限り財政効果がない。国が進める官から民への流れに沿って町内全ての保育所を民営化すべきでない。保育士が専門性を高めるための研修環境は公立の方が保障されている。その専門性を活かして保育士が働き続けられる環境を保障することも労働行政を担う町の役割。官民連携と言いつつながら保護者と保育園との直接契約や個人給付の仕組みとなっている認定こども園などへの移行を法人と協議することは矛盾している。

賛成討論

置田 第6次総合計画の取り組みの中で保育所の問題、継立中学校の閉校への対応も含めた継立の振興策を議論すべき。父母との共通認識を得ることができなかったことが非常に大きな問題。民営化の問題がテーブル上がったのが昨年の12月、父母の会の役員も変わり、時間の経過とともに共通事項として民営化への共通認識が深まらず、短い日程の中で進められたことで陳情書が提出された。6次総合計画を前倒して、南部の振興策、保育所の問題を総合的にかんがみただけで1年、複数年かけ判断することが賢明ではないか。

賛成討論

榑崎 民間の特色ある運営で利用者の多様化するニーズに対応したサービスの向上が期待できる。行政の子育て支援体制の充実が図られ官民の効果的な役割分担ができる。民営化後の保育が変わらないことは既に栗山保育所が民営化して6年間経ち、高い評価の元で運営されていることが証明している。町も引き受け法人との調整、保育指針、保育料徴収、補助金などかわりを持ち続ける。町と保護者、引き受け法人との三者による協議会の設置を通して適切な保育所運営が確約される。

付帯意見

友成 少子化による園児の定員割れ、職員人件費の増加、国庫負担金の減少でこの町村でも経営が悪化しているのが現状。民営化は保護者の夫婦共働き、家庭や地域を取り巻く環境、保育ニーズの多様化など民間保育所の持つ機動性、柔軟性を活かした保育運営が期待できる。保護者は行政の説明が不十分だから疑問、不安、不信感を抱いている。その解消策として保護者、行政、議会が積極的な懇談をし、その内容を開示する。受け入れ法人の決定後はその法人も加えた中で懇談を重ね評価委員会を設置し、万全を期すことを願う。

行財政改革、将来的な行政のスリム化を目的に提案された継立保育所民営化案を産業福祉常任委員会で審議した結果、賛成多数で可決しました。

付帯意見

①継立保育所における多くの保護者にとって民営化は初めての経験であり、様々な不安を持たれていることから、その不安を取り除けるよう努力すること。
②特に、移管先法人とは十分に引き継ぎを行い、保護者・保育士との意見交換をし、子供たちに事故が無いようにすること。
③栗山町においては既に民営化や指定管理者制度も導入されていることから、その実績、経験を十分に活かし対応すること。

議 件 名	結 果	八木橋	友成	大井	三田	小寺	大西	大平	藤本	榑崎	置田	重山	鶴川
継立保育所民営化案	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	—
継立保育所に関する陳情書	不	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	—

可：可決 不：不採択 ○：賛成 ×：反対

12月定例会 議案審議

反対討論

重山 教育機関であり無料の原則である公立図書館を指定管理者にするメリットがどこにあるのか。

公立図書館の指定管理者制度の適用は適切ではないとする日本図書館協会の見解もある。このまま官から民への流れに沿ったままで良いのか立ち止まって考える時期にきているのではないか。NPO法人では財政的基盤と持続的な人材確保の面で不安定さは否めず、住民の熱意と意欲に依存することには自ずと限りがある。指定管理者移行後も図書館司書の退職、新

図書館指定管理者に 特定非営利活動法人くりやま

賛成9 反対1 可決

規採用の繰り返して定着率が悪い。民間能力の活用と言うが、現実にはコスト削減と言う目的だけである。指定管理者制度は勤続年数に従って人件費が上がることを前提にしておらず、給与も下がるか横ばいで官製ワーキングプアの温床になっていると川村教授は強調する。今年8月現在、指定管理者制度を導入し直営に変更した図書館は全国で8館ある。

栗山町図書館が直営の時に機能していた図書館協議会も移行後は休眠状態とも聞いている。高い評価を受けていると言うが評価委員会10人のうち6人は役場の管理職だ。公立図書館の継続性と

賛成討論

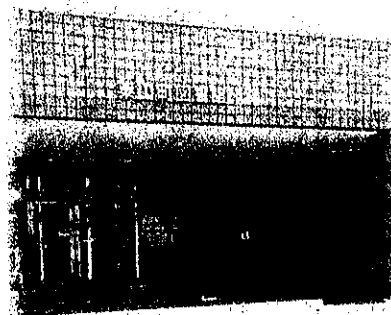
三田 栗山町では20年4月より指定管理制度がスタートし、これについては議会としても可決したこと間違いない。

今後の栗山町を見た時、財政問題、人口減少など課題はあるが、行政のスリム化や民営化によ

り雇用の創出、専門性を発揮した事業展開の方向性が示されたのだ。

指定管理者制度がスタートして6年が経とうとしている。各指定管理者は自らの能力や専門的知識により運営されている。行政側も評価委員会を設け、各施設を現地確認しながら不十分なところは指摘、改善を求めアンケートなどにより利用者の声を反映するように指導して。また、指定管理者同士の協議会を設

置し意見交換を重ねながら切磋琢磨して。指定管理者選定委員会における事業者等の提案や意見聴取を傍聴されたことはあるか？委員の方々は5センチ以上の厚い資料を3冊も4冊も持ち事業展開の内容や経営状態まで精査して最良の事業者を選考している。企業やNPO法人、ボランティア団体などの活動の掘り起しや支援も我々、議員の仕事と考え賛成とする。



図書館運営の実態を詳細に把握している関係団体を指定管理者とするため非公募として協議し、指定管理者選定委員会の採決により特定非営利活動法人くりやまを候補者として提案されました。

議 件 名	結 果	八木橋	友成	大井	三田	小寺	大西	大平	藤本	橋崎	置田	重山	鶴川
栗山町図書館に係る指定管理者の指定	可	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	×	—

可：可決 不：不採択 ○：賛成 ×：反対

各常任委員会の活動

■産業福祉常任委員会

「商店街の実態について」 11/5、12/6

- ・ 商店街振興対策事業・企業経営実態調査結果
- ・ 空き店舗活用支援事業・まちの駅「栗夢プラザ」の状況

「建設事業の実態について」 11/22

- ・ 南大通橋補修、水道老朽管更新・桜丘鳩山歩道整備
- ・ 雨煙別小学校コカコーラ環境ハウス校舎改修および周辺環境整備
- ・ 介護福祉学校通り道路改良・松栄団地 13 号棟新築

「エゾシカ食肉加工施設の実態について」 2/14

- ・ 稼働状況

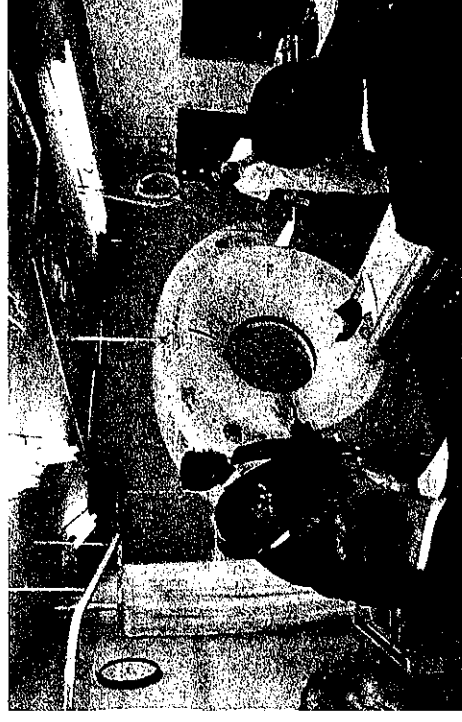
■総務教育常任委員会

「防災対策の現状について」 11/25、2/12

- ・ 防災訓練等の実施状況・備蓄品等の管理状況・今後の防災計画等の見直し

「補助金の実態について」 8/28、10/21、11/18

- ・ 補助金の交付事業全般について・栗の活用事業圃場現地視察
- ・ 栗山赤十字病院現地視察



議会報告会 議会に対する意見・要望（全会場とりまとめ）

No.	意見・要望事項	処理・対応
1	議会報告会の資料の中にT P P等町民に関わる意見書を提出したことを記載すべきである。	議会だよりにはその都度意見書の採択と内容を掲載しています。
2	議会報告会の周知方法について、開催する地域に合わせた問題を周知文に掲載し、回覧するなど目を引くようにしていただきたい。	地域にあった事前周知を行っていきたいと考えています。
3	議会報告会の開催場所は、公共施設ではなく町内会単位の会場（例お寺とか）など地区を細かく分けて集まりやすい場所で開催して欲しい。	地域や団体に出向いた広聴活動に取り組んでまいります。
4	自治基本条例に関しての公聴会開催の必要性和開催期日及び人選について問題があったのではないかな。	公聴会は自治基本条例制定にあたり町民から直接意見を聴き、審議の参考にするために開催したものです。開催時期については、議会に提案され特別委員会に付託後、開催いたしました。公述人の人選は、賛成・反対の意志が明確な方ということで選定いたしました。
5		
6		
7		

意見書の提出

意見書とは？

町では対応できない重要な事項について、議会としての考えや意思を意見としてまとめた文書のことをいいます。各議員から提出された意見書案は、本会議で可決されたのち、地方自治法（第99条）に基づき意見書として国や北海道などの関係機関へ提出します。

No.	件名	議決月日	審議結果
1	平成25年度地方財政対策に関する意見書	3月19日	可決
2	環太平洋経済連携協定（TPP）への交渉参加に関する意見書	"	"
3	「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求めるに関する意見書	"	"
4	道州制導入に断固反対する意見書	9月20日	"
5	TPP交渉及び日本型直接支払制度、経営所得安定対策等「農政改革」に関する意見書	12月19日	"
6	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	"	"

町税等の未収金

(単位：万円)

	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度
町税	1億5618	1億5852	2億2081	2億1762	2億2114	2億3595
公営住宅使用料	860	1068	1348	1625	1869	1991
保育料	133	140	209	223	231	305
給食費	266	273	272	314	330	325
老人保護措置費	73	74	73	73	77	80
下水道受益者負担金・使用料	2950	3121	1504	1729	2116	2436
国民健康保険税	1億1420	1億1982	1億2046	1億1848	1億1452	1億587
介護保険料	282	262	348	331	323	251
水道料金	5863	5348	5479	5724	7409	7586
その他	185	109	116			
合計	3億7650	3億8229	4億3476	4億3629	4億5921	4億7156

北海道栗山町議会

〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252

TEL 0123-73-7517 / FAX 0123-72-1233

E-mail gikajimukyoku@town.kuriyama.hokkaido.jp

平成26年2月